

富山県告示第467号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和3年11月29日

富山県知事 新田 八朗

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

ワクワクとやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月29日

富山県知事 新田 八朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
魚津市吉島字五十里2457番1の一部、2457番2の一部及び2457番2地先並びに吉島字豆田2431番5、2430番7の一部、2431番1の一部、2430番7地先、2431番1地先及び2454番2地先	同左	道路水路 下水道	射水市西高木1184番地	オダケホーム株式会社